平成３０年（フ）第８２号
名古屋市千種区唐山町２丁目48番地３　グランドメゾン東山公園204号
債務者　ＲＳＳ株式会社
代表者代表取締役　山下龍一郎
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　利典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月９日午後２時35分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１８５２号
大阪市西成区岸里東１丁目４番18号
債務者　株式会社リビングショップ・ビゼン
代表者代表取締役　済藤　安正
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水野　成浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月30日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１２号
山形市飯田西４丁目６番28号
債務者　株式会社ＣｒｅａｔｉｖｅＯｆｆｉｃｅ
代表者代表取締役　加藤　勝博
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　峯田　典明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月６日午後１時40分
山形地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第５２９号
名古屋市中川区高畑２丁目248番地
債務者　有限会社ワークスペース
代表者取締役　島田　正司
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　智洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月12日午前10時40分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第３７７号
京都市北区紫野上若草町５番地
債務者　有限会社西富
代表者取締役　清水　一生
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本菜穂子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月12日午後２時
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１６４号
岡山市北区横井上653番地２
債務者　岡北株式会社
代表者代表取締役　山地　繁幸
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上西　芳樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第６０８号
埼玉県白岡市新白岡３丁目７番地15
債務者　有限会社ティー・ケー企画サービス
代表者取締役　萩野　貴司
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚信之介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月18日午前11時
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第２８９号
仙台市泉区実沢字男生山５番地の８　（35Ｂ－９Ｌ）
債務者　柴崎　一成
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅沼　賢広
4　破産債権の届出期間　平成30年６月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月20日午後１時35分
6　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第３９号
山形県米沢市金池５丁目９番23号
債務者　村山　博明
1　決定年月日時　平成30年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒井　賢二
4　破産債権の届出期間　平成30年７月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月23日午前11時
6　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成３０年（フ）第５８号
福島県郡山市大槻町字上柵11番地の６
債務者　加藤　勝巳
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾形　　昭
4　破産債権の届出期間　平成30年７月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月３日午前11時
6　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成３０年（フ）第７７号
徳島県徳島市大和町１丁目７番20号
債務者　櫻谷　嘉郎
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大道　　晋
4　破産債権の届出期間　平成30年６月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月11日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
徳島地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第８５号
青森市赤坂１丁目42番12号
債務者　佐藤　　恒
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下　晴耕
4　破産債権の届出期間　平成30年６月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月５日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第３７８号
京都市西京区大枝東長町１番地212　サニーコート勧205号
債務者　清水　一生
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本菜穂子
4　破産債権の届出期間　平成30年７月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月12日午後２時
6　免責意見申述期間　平成30年８月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１４３号
愛知県岡崎市宇頭町字向山52番地２　グラン・ブルー102
債務者　髙山　　良
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　広有
4　破産債権の届出期間　平成30年７月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月25日午後２時
6　免責意見申述期間　平成30年９月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第１３７号
静岡県伊豆の国市奈古谷2228番地の345、前住所静岡県伊豆の国市韮山山木1224番地の14
債務者　府中伸一郎
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉浦　孝輔
4　破産債権の届出期間　平成30年６月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年７月13日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係